

身体障害者手帳

視聴覚・肢体・心臓・呼吸器機能等に永続する障がいがある方で、三重県障害者相談支援センターで、身体障がい者と判定された方に交付されます。

内容

障がいの程度により1級から6級までの区分があります。認定された等級等により、補装具費の支給、旅客運賃やバス料金の割引、税の控除・減免、障がい者医療費助成等を受けることができます。

持ち物

申請書、指定の診断書、写真1枚、印鑑

問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783

療育手帳

児童相談所(18歳未満)又は、三重県障害者相談支援センター(18歳以上)で、知的障がい者と判定された方に交付されます。

内容

障がいの程度により三重県では、A1(最重度)A2(重度)B1(中度)B2(軽度)の区分があります。認定された等級等により、旅客運賃やバス料金の割引、税の控除・減免、障がい者医療費助成等を受けることができます。

持ち物

申請書、指定の診断書、写真1枚、印鑑

問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783

障害児福祉手当

精神又は、身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。

対象

身体障害者手帳1級程度、又は療育手帳A1程度
※別途指定の診断書が必要です。

金額

月額 14,600円

支給制限

受給者及びその配偶者若しくは扶養義務者の所得が支給制限以上の場合、支給が停止されます。また、児童福祉施設等へ入所した場合は支給されません。

問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783